

令和元年小樽市議会第4回定例会

市長提案説明

令和元年第4回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件に係る提案理由の説明に先立ち、一言申し述べさせていただきます。

本年も残すところ、あと一月ほどとなりました。本年は、我が国において、平成から令和へと元号が変わり、新たな時代の幕開けとなる節目の年となりました。

本市におきましても、この新たな時代にふさわしく、この度、今後のまちづくりの指針として、本年度から令和10年度までの10年間を計画期間とする「第7次総合計画」を策定したところであります。

人口減少や少子高齢化など、本市の抱える様々な課題の解決に向けて、この計画に基づき、私の公約である「備え」にしっかり取り組みながら、本市の強みを生かしたまちづくり、安全・安心なまちづくりを着実に進め、市民の皆さんがこれからの新たな時代を安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

一方で、本市財政は、依然として厳しい状況にあることから、引き続き財源の確保に努め、選択と集中の視点を持って、今後もしっかり取り組んでまいりたいと考えているところであります。そのためには、職員と力を合わせるのはもちろんのこと、自治基本条例の理念に基づき、市民の皆さん、議員の皆さんとの協働によるまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただ今上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号及び議案第2号の令和元年度各会計補正予算について説明申し上げます。

議案第1号の一般会計補正予算の主なものといたしましては、国内外観光客の

通信利便性の向上を図るため、公衆無線LAN設備の整備について費用の一部を助成する「堺町通り商店街公衆無線LAN延長整備事業費補助金」や、銭函地区において地域密着型サービス事業所を新たに開設する事業者に対し、準備経費の一部を助成する「介護サービス提供基盤等整備事業費交付金」を計上するほか、観光税導入の検討や港湾計画改訂に向けた検討に当たり、所要の経費を計上いたしました。

また、風しんの追加的対策として、抗体検査の無料クーポン券を対象者に発送するため「感染症等予防対策費」を増額し、後期高齢者医療に係る療養給付費について、前年度の本市負担額の確定に伴い「後期高齢者医療費」を増額するほか、申請件数・受診件数の増加に伴い、「未熟児養育医療事業費」、「各種がん検診費」を増額いたしました。

そのほかでは、地籍調査事業につきまして、事業の進捗状況を踏まえ、当初予定していた調査を延期することから、所要の事業費を減額し、また、歳入において、学校給食新光共同調理場の跡地等の売却に伴い、土地売却収入を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国・道支出金、寄附金を計上し、財政調整基金繰入金を減額いたしました。

債務負担行為につきましては、国立小樽海上技術学校の存続のため、移転先として、来年3月で閉校となる小樽商業高等学校の敷地・建物の取得費用を計上するほか、「港湾計画検討業務委託料」、「（仮称）消防署手宮支署建設事業費」、「臨時市道整備事業費」、「スクールバス運行経費」、「水泳教室開催経費」について計上いたしました。

また、指定管理者による管理代行業務等につきましては、さくら学園や総合体育館など4件について、債務負担行為により計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、1億790万円の増となり、財政規模は、593億5,919万7,000円となりました。

議案第2号の水道事業会計補正予算につきましては、工事の早期発注を図るため「配水管整備事業費」について、債務負担行為により計上いたしました。

続きますして、議案第3号から議案第32号までについて説明申し上げます。

議案第3号 職員給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額、勤勉手当の支給割合及び扶養手当について改定するとともに、病院事業管理者の期末手当の支給割合を改定するものがあります。

議案第4号 手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、保健所関係手数料、税関係手数料及び建築証明手数料を改定するものであります。

議案第5号 特別会計設置条例の一部を改正する条例案につきましては、産業廃棄物処分事業特別会計を廃止するものであります。

議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するため、災害弔慰金等支給審査委員会を設置するものであります。

議案第7号 市民会館条例の一部を改正する条例案につきましては、市民会館のホール等の利用に係る利用料金設定基準を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第8号 公会堂条例の一部を改正する条例案につきましては、公会堂のホール等の利用に係る利用料金設定基準を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第9号 市民センター条例の一部を改正する条例案につきましては、市民センターのホール等の利用に係る利用料金設定基準を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第10号 銭函市民センター条例の一部を改正する条例案につきましては、銭函市民センターの集会室の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第11号 コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案につきましては、コミュニティセンターの集会室及び調理実習室の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第12号 さくら学園条例の一部を改正する条例案につきましては、さく

ら学園の定員を変更するものであります。

議案第13号 勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例案につきましては、勤労青少年ホームの軽運動場及び調理室の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第14号 勤労女性センター条例の一部を改正する条例案につきましては、勤労女性センターの講習室等の使用料を改定するものであります。

議案第15号 化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案につきましては、死亡獣畜取扱場設置許可等の申請手数料を改定するものであります。

議案第16号 墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案につきましては、火葬場の火葬炉及び控室の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第17号 廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、破碎業の事業範囲の変更の許可の申請に対する審査の手数を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第18号 おたる自然の村条例の一部を改正する条例案につきましては、おたる自然の村の農林漁業体験実習館の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第19号 公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案につきましては、公設青果地方卸売市場の冷蔵庫使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第20号 観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案につきましては、観光物産プラザの多目的ギャラリー及び中庭の利用料金設定基準を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第21号 道路占用条例の一部を改正する条例案につきましては、第1種電柱等の道路占用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第22号 都市公園条例の一部を改正する条例案につきましては、運動場及び野球場の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 23 号 駐車場条例の一部を改正する条例案につきましては、駅横駐車場の利用料金設定基準を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 24 号 港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案につきましては、船舶給水施設及び指定保税地域蔵置の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 25 号 市立学校設置条例の一部を改正する条例案につきましては、豊倉小学校を廃止するとともに、松ヶ枝中学校の位置を変更するものであります。

議案第 26 号 生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例案につきましては、生涯学習プラザのホール等の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 27 号 不動産の処分につきましては、旧学校給食新光共同調理場等の土地及び建物を売払処分するものであります。

議案第 28 号から議案第 32 号につきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。さくら学園につきましては引き続き社会福祉法人後志報恩会を、いなきた児童館及び塩谷児童センターにつきましては引き続き社会福祉法人小樽市社会福祉協議会を、駅前広場駐車場及び駅横駐車場につきましては引き続き小樽駅前ビル株式会社を、総合体育館につきましては小樽スポーツ協会・シンコースポーツコンソーシアムを、それぞれ指定するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。